

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

科学的・技術的助言に関する補助機関

第19回会合

2003年12月1-9日、ミラノ

議題項目4 (c)

方法論的問題

土地利用、土地利用変化、及び森林: 京都議定書12条に含まれる 新規植林、再植林活動の定義及び方法

科学的・技術的助言のための補助機関への勧告

科学的・技術的助言のための補助機関は、その第19回会合において、締約国会議第9回セッションでの採択に向け、下記決議案の勧告を決議した:

決議案 -/CP.9

京都議定書の第一約束期間内の、クリーン開発メカニズムにおける 新規植林及び再植林プロジェクト活動に関する方法及び手続

締約国会議は、

その決議11/CP.7、15/CP.7、17/CP.7とその付属書、19/CP.7、20/CP.7、21/CP.7、22/CP.7、23/CP.7、21/CP.8、22/CP.8を想起し、

決議-/CP.9 (CDM理事会向けガイダンス)とその付属書II、そして-/CP.9 (条約規定国内温室効果ガス目録における、土地利用、土地利用の変化、森林のグッドプラクティスガイダンス)を認識し、

決議11/CP.7の勧告する決議案-/CMP.1 (土地利用、土地利用の変化、森林)の前文での原則を確認し、

決議17/CP.7が、クリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動に対し、必要な修正を加えた上で適用されることを、再度言明し、

クリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動に伴う、非持続性、追加性、リーケッジ、不確実性、そして生物多様性及び自然生態系への影響を含めた社会・経済的及び環境的影響という問題を考慮し、

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

クリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動に適用可能な国際協定¹の関連条項を認識し、

将来の約束期間におけるクリーン開発メカニズムにおける土地利用、土地利用変化、及び森林プロジェクト活動の取扱いは、第二約束期間に関する交渉²の一部として決定されるべきであることを再度言明し、

ホスト締約国は、新規植林及び再植林プロジェクト活動において潜在的侵入性外来種³を利用することに伴うリスクを、自国の国内法に基づき評価し、附属書I国は、潜在的侵入性外来種を利用した新規植林及び再植林プロジェクト活動から生じる一時的CER(tCER)そして/または長期的CER(lCER)を利用することを、自国の国内法に基づき評価することを、確認し、

ホスト締約国は、新規植林及び再植林プロジェクト活動において遺伝子組替体⁴を利用することに伴う潜在的なリスクを、自国の国内法に基づき評価し、附属書I国⁵は、遺伝子組替体を利用した新規植林及び再植林プロジェクト活動から生じる一時的CERそして/または長期的CERを利用することを、自国の国内法に基づき評価することを、確認し、

1. 京都議定書の第一約束期間に関する、本決議の付属書に含まれるクリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動の方法及び手続きを採択することを決定し、

2. プロジェクト参加者に対し、クリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動の策定と実施に際して、気候変動に関する政府間パネルの土地利用、土地利用変化、及び森林に関するグッドプラクティスガイダンス、及び同グッドプラクティスガイダンスに関連するすべての締約国会議、又は京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議での決議を、適切にかつ可能な限り利用するよう奨励し、

3. 締約国及び認定されたオブザーバーに対して、クリーン開発メカニズムにおける小規模新規植林及び再植林プロジェクト活動のための簡素化された方法及び手続きに関する見解を、2004年2月28日までに事務局へ提出するよう招請し、

¹ 生物多様性条約、砂漠化対処条約、世界遺産条約、先住民等に関するILO第169号条約等をさす。

² 京都議定書第3条9項は、附属書I国に関する次期約束期間の約束に関する検討は遅くとも第一約束期間末の7年前(つまり、2005年末)までに開始する旨を規定している。

³ 国際自然保護連合 - IUCN(我が国政府は95年6月に国家会員として加盟)の日本委員会のホームページ(<http://www.iucn.jp/>)に、外来侵入種ワースト100に関する情報があり、木本類ではイビルイビル、ミコニア・カルベセンス、モリシマ・アカシア等が掲載されている。当初、外来種とGMOの取扱いは、付属書の本文の規定とすべしとの主張があったが、決議文における、「精神規定」とすることで決着した経緯がある。

⁴ 従来から行われてきている集団選抜育種や交雑育種によるものは該当しない。集団選抜育種等については、(独)林木育種センターのホームページ(<http://ftbc.job.affrc.go.jp/>)を参照されたい。

⁵ 附属書I国が「評価する」ことに関しては、EU等で使用を控える方向で検討されている動きがある由。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

4. 締約国及び認定されたオブザーバーに対して、クリーン開発メカニズムにおける小規模新規植林及び再植林プロジェクト活動をいかに実施促進するかに関しての見解を、2004年2月28日までに事務局へ提出するよう招請し、

5. 事務局に対して、科学的・技術的助言のための補助機関の第20回会合での検討のため、クリーン開発メカニズムにおける小規模新規植林及び再植林プロジェクト活動のための簡素化された方法及び手続きに関する技術的報告書を、上記3項で述べた提出書類及び理事会による関連作業に配慮しつつ、作成するよう要請し、

6. 科学的・技術的助言のための補助機関⁶に対し、以下の要請を行い、：

(a) クリーン開発メカニズムにおける小規模新規植林及び再植林プロジェクト活動のための簡素化された方法及び手続きに関する決議案を、上記3項の提出書類及び上記5項の技術的報告書を考慮しつつ、締約国会議の第10回会合での採択のため、勧告する、

(b) クリーン開発メカニズムにおける小規模新規植林及び再植林プロジェクト活動を実施促進するための措置⁷に関する決議案を、上記4項の提出書類に配慮して、締約国会議第10回会合での採択のため、勧告する。

7. 科学的・技術的助言のための補助機関に対し、決議22/CP.8の4項⁸に基づき、締約国会議の第10回会合で検討され、その後京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合に送られるべき決議案を推敲する際には、本決定の付属書に規定する方法及び手続きが、京都議定書7条及び8条に関連するガイドラインの中に組み入れられていることを確保するよう、さらなる要請を行い、

8. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議がその第一回会合で下記決議案を採択するよう勧告する。

⁶ CDM 理事会に対して、排出源の小規模 CDM と同様に、簡素化された方法及び手続きの作業を付託・要請するとの案もあったが、現在の同理事会やパネルのメンバーに、森林に関する専門家がいなかったこと、同理事会のこれまでの論議プロセスに不満を有している締約国が少なくないこと、等から SBSTA にて議論することで合意された。

⁷ 当初案では、mechanism となっていたが、financial mechanism が含まれる、との懸念が表明され、measures と修文された。

⁸ 京都議定書7条及び8条に関連するガイドラインについて SBSTA20 に要請することを定めた規定。

決議案 -/CMP.1

京都議定書の第一約束期間内の、クリーン開発メカニズムにおける 新規植林及び再植林プロジェクト活動に関する方法及び手続き

京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、

その決議-/CMP.1(メカニズム)、-/CMP.1(第12条)、-/CMP.1(土地利用、土地利用変化、及び森林)、-/CMP.1(条約に基づく国内温室効果ガス目録作成における土地利用、土地利用変化、及び森林についてのグッドプラクティスガイダンス)、-/CMP.1(京都議定書第7条4項に基づく割当量の計算についての方法)、-/CMP.1(京都議定書第5条1項規定の国内システム向けガイドライン)、-/CMP.1(京都議定書第5条2項規定のグッドプラクティスガイダンスと調整)、-/CMP.1(京都議定書第7条の規定で要求される情報作成に対するガイダンス)、-/CMP.1(京都議定書第8条に規定するレビューのためのガイドライン)を承知し、

決議11/CP.7、15/CP.7、17/CP.7、19/CP.7、20/CP.7、21/CP.7、22/CP.7、23/CP.7、21/CP.8、22/CP.8、-/CP.9(京都議定書の第一約束期間内の、クリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動のための方法及び手続き)、-/CP.9(CDM理事会向けガイダンス)とその付属書II、そして-/CP.9(条約規定の国内温室効果ガス目録作成における土地利用、土地利用変化、及び森林に関するグッドプラクティスガイダンス)を認識し、

1. 決議-/CP.9(京都議定書の第一約束期間内の、クリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動のための方法及び手続き)を確認し、いかなる活動もこの決議に則して最大限実施すると決定し、
2. 京都議定書の第1約束期間について、本決議の付属書に含まれるクリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動のための方法及び手続きを採択し、
3. 将来の約束期間のクリーン開発メカニズムにおける土地利用、土地利用変化、及び森林プロジェクト活動の取扱い⁹は、第二約束期間に関する交渉の一部として決定され、その決定によるいかなる改訂も、第一約束期間の終了日以前に登録されたクリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動に影響を与えないと決定し、
4. クリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動のための方法及び手続きを定期的に見直し、第一回目の見直しは、少なくとも第一約束期間終了日の1年前に、必要があれば科学的・技術的助言のための補助機関からの技術的助言も利用しつつ、クリーン開発メカニズムの理事会及び実施のための補助機関による勧告に基づき実施されるべきであると決定する。

⁹ この3項と4項の違いは、3項については、新規植林・再植林以外についてもCDM対象に含めるかについて、2005年末までに開始される交渉で検討されることであり、4項については、新規植林・再植林に特化したCDMの方法及び手続きの見直しを対象としている。

付属書
クリーン開発メカニズムにおける
新規植林及び再植林プロジェクト活動に関する方法及び手続き

A. 定義

1. 本付属書の目的のため、決議17/CP.7付属書1項の定義¹⁰、及び決議案-/CMP.1(土地利用、土地利用の変化、森林)付属書1項の森林¹¹、再植林¹²、及び新規植林¹³の定義が適用されるべきである。加えて:

(a) 「炭素プール」とは、決議案-/CMP.1(土地利用、土地利用の変化、森林)付属書21項¹⁴の炭素プールのことであり、地上部バイオマス、地下部バイオマス、落葉・落枝、枯死木、及び土壌有機物である。

(b) 「プロジェクト境界」は、プロジェクト参加者の管理下にある新規植林又は再植林プロジェクト活動を地理的に区画する。プロジェクト活動には、複数の区分された土地¹⁵を含む場合がある。

(c) 「吸収源による温室効果ガスのベースライン純吸収量」¹⁶は、クリーン開発メカニズム(CDM)における新規植林又は再植林プロジェクト活動がない場合に起こるのである、プロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化の合計である。

¹⁰ ERU、CER、AAU、RMU 及び利害関係者の定義に関する規定。

¹¹ 森林の定義に関しては、別途本付属書8項にて、CDM参加資格として新規植林・再植林に関する3つの閾値に関する報告義務が規定されているが、森林に関する正式な定義規定は、ここに基づき、付属書 国の国内森林の定義と同様の定義を採用することとなった。

¹² 再植林の定義に関しては、付属書 国の国内森林の定義と同様、89年末以降森林でない土地を森林に転換する行為となった。CDM植林の対象国内の信頼できるデータの欠如等から99年末を基準とすべし、との主張もなされたが、条約・議定書の基準年が90年であり、再植林 CDM の基準年のみ99年末とすることは、double standard を作ることになる、今回基準年の変更を認めると、将来再植林 CDM を行う目的で、これから天然林を伐採するという perverse incentive を与えることとなる、との主張があり、最終的には、マラケシュ合意を尊重した経緯がある。

¹³ 新規植林の定義に関しては、付属書 国の国内森林の定義と同様、少なくとも50年間森林でない土地を森林に転換する行為となった。

¹⁴ 付属書 国の国内森林においては、5つの炭素プールの特定に加えて、ある炭素プールが排出源でないとの透明性かつ検証可能な情報が提供されれば、その炭素プールを、計算から除外することが可能となっているが、CDM植林の炭素プールの除外については、付属書 国の国内森林の炭素プールの除外規定とは異なった内容で規定され、本付属書21項にて、別途の内容で規定されている。

¹⁵ いくつかの分散した森林をまとめてプロジェクトとして良いとの規定。例えば、従来の産業植林地周辺に点在する投資を見合わせていた土地(何らかの障害があったところ)を寄せ集めてプロジェクト化することが想定される。

¹⁶ 科学的には、炭素蓄積変化量から温室効果ガス排出量を控除することが、本来のベースラインを把握することとなるが、下記1.(d)の現実純吸収量の算定では、温室効果ガス排出の増加量のみを控除対象(これはベースライン純吸収時の排出量と現実純吸収時の排出量を比較しての増加分)としているので、全体としては平仄が合っている。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

(d) 「吸収源による温室効果ガスの現実純吸収量」は、プロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の検証可能¹⁷な変化の合計から、二重計算を回避しつつ、プロジェクト境界内における、CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動に起因する、新規植林又は再植林プロジェクト活動の実施の結果として、排出源からのCO₂換算で計算した温室効果ガス排出量の増加¹⁸を控除したものである。

(e) 「リーケッジ」は、測定可能¹⁹でかつ新規植林又は再植林プロジェクト活動に起因する、CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動の境界外で発生する、排出源からの温室効果ガス排出の増加²⁰である。

(f) 「吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量」²¹は、吸収源による温室効果ガスの現実純吸収量から、吸収源による温室効果ガスのベースライン純吸収量とリーケッジを控除したものである。

(g) 「短期的なCER」又は「tCER」は、CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動に対し発行されるCERの1つで、下記セクションKの規定により、発行された約束期間の次の約束期間終了時に失効する²²ものである。

(h) 「長期的なCER」又は「iCER」は、CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動に対し発行されるCERの1つで、下記セクションKの規定により、発行されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動のクレジット期間²³終了時に失効するものである。

(i) 「CDMにおける小規模な新規植林及び再植林プロジェクト活動」は、年間8キロンCO₂

¹⁷ この限定句は、ベースライン純吸収量と異なる。

¹⁸ 減少している場合、例えば放牧(ベースライン純吸収時)から植林へ転換(現実純吸収時)した事業ではメタンの排出の減少(avoided emission)が見込まれ、これによるクレジット獲得が想定されるが、これは認めないとの合意が成立し、増加のみを対象とすることとなった。

¹⁹ この限定句は、ベースライン純吸収量や現実純吸収量と異なる。

²⁰ 科学的には、negativeなもの(境界内で行われていた焼き畑や放牧、つまり排出が境界外へ移動すること等による、境界外での排出の増加)とpositiveなもの(植林地が広がることにより、周辺地域での植林活動への普及効果や、周辺地域の微気候の緩和効果等による周辺地域の植生による炭素蓄積の増加)が有りうるが、negativeなもののみを対象とすることとなった。なお、脚注18の放牧の例で、事業地内で減少した放牧の牛が、事業地の境界外へ移動した場合には、それだけ排出が増加する計算となり、リーケッジとして取り扱われる。

²¹ ここで得られた炭素蓄積量が、本付属書に後述される検証、認証を経てtCERs又はiCERsとして発行されるクレジット量のベースとなる。純人為的吸収量 = {現実純吸収量} - (ベースライン純吸収量) - リーケッジ = {プロジェクトに起因する炭素蓄積の変化 - プロジェクトに起因する排出の増} - (プロジェクトがない場合の炭素蓄積の変化) - リーケッジとなる。現実純吸収量の算出にはマイナス排出という項があるが、ベースライン純吸収量の算出にはマイナス排出という項がない。このために、例えば、ベースラインシナリオに100の排出があり、プロジェクトシナリオに10の排出がある場合、排出削減分の90は純人為的吸収量として考慮されない(クレジットは付与されない)ことになる。

²² 関連して、tCERもiCERも次の約束期間に繰り越すことは出来ないことになっており(本付属書K.規定41及び45)、これは、決議書案-/CMP.1(割当量の計上、登録簿)の付属書F.規定16にて、RMUが次の約束期間へ繰り越せないとの規定があり、同じ取り扱いとなっている。

²³ 本付属書23項にて規定されている。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

以下²⁴の吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量になると予想され、かつホスト締約国の規定する低所得共同体及び個人により開発されるか、又は実施されるもの²⁵である。CDMにおける小規模な新規植林又は再植林プロジェクト活動が、年間8キロンCO₂以上の吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量となる場合、それを越える吸収量は、tCERs又はICERsの発行を受けることができない²⁶。

2. 決議17/CP.7付属書に含まれるCDMのための方法及び手続きの中でCERと標記されるものは、本付属書の目的において、tCERそして/又はICERとして解釈される。

B. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の役割

3. 決議17/CP.7付属書に含まれるCDMのための方法及び手続きのセクションBの全条項は、必要な変更を加えた上で、CDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動に適用される。

C. 理事会

4. 決議17/CP.7付属書に含まれるCDMのための方法及び手続きセクションCの全条項が、小規模プロジェクト活動のための簡素化された方法、手続き、定義に関連する、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議(COP/MOP)への勧告に関する5(e)項²⁷の条項を除き、必要な変更を加えた上で、CDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動に適用される。

D. 運営機関の認定と指定

5. 決議17/CP.7の付属書に含まれるCDMのための方法及び手続きのセクションDの全条項は、必要な変更を加えた上で、CDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動に適用される。

E. 指定運営機関

6. 決議17/CP.7の付属書に含まれるCDMのための方法及び手続きのセクションEの全条項は、必要

²⁴ 決議17/CP.7の6項(c)に規定される小規模排出源 CDM の閾値である年間 15 キロン CO₂ 以下という数値をそのまま適用すると、1,000ha を軽く越える植林面積となり、各国の制度上、そのような植林は大規模植林である、との主張を踏まえて、約半分の数値で合意された。なお、植栽する樹種の年平均生長量によって、対象となる面積のサイズは異なるが、総面積にして、最大規模で 300ha から 1,000ha 程度となるものと思われる。これより小さいサイズに関しては、特に制限はない。

²⁵ この限定句は、地域社会に直接裨益する植林事業に対して、小規模 CDM としての簡素化された手続き等を認め、それらを誘導・勧奨すべき、との主張を踏まえて合意された。

²⁶ プロジェクトを実施し、結果として年間 8 キロン CO₂ 以上となってしまう場合にあっては、上限値までしかクレジットが発行されない、ということを述べたもの。小規模排出源 CDM では、同様の内容を、決定 21/CP.8, Annex , パラ 8 に規定。

²⁷ この規定では、CDM 理事会が、小規模 CDM プロジェクト活動の簡素化された方法、手続き及び定義に関する規定を見直し、COP/MOP に勧告することとなっているが、小規模 CDM 植林に関しては、この作業を本決議 6 項にて SBSTA に要請したので、この部分だけ除外されている。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

な変更を加えた上で、CDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動に適用される。CDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動の場合、指定運営機関は、吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量を検証し認証することとなる。

F. 参加資格

7. 決議17/CP.7付属書に含まれるCDMのための方法及び手続きのセクションFの全条項が、必要な変更を加えた上で、CDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動に適用される。

8. 非附属書I締約国は、下記の値²⁸を選択し、かつCDMのための指定国家当局を通して理事会に報告されたなら、CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動を主催することができる。

- (a) 最低樹冠率が10から30% ;及び
- (b) 最小土地面積が0.05から1ヘクタール ;及び
- (c) 最低樹高が2から5メートル

9. 上記8 (a)–(c)項に関する選択された値は、第一約束期間終了時前に登録された全てのCDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動に対して、変更されることはないものとする。

G. 有効性審査と登録

10. 有効性審査は、指定運営機関が、提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動を、下記付録書Bに略述されたプロジェクト設計書に基づいて、決議-/CP.9 (京都議定書の第一約束期間におけるクリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動のための方法及び手続き)、本付属書及びCOP/MOPの関連する決議に規定するCDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動の要件に関して、独立した評価を行うプロセスである。

11. 登録は、CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動として有効とされたプロジェクトの、理事会による正式承認である。登録は、当該プロジェクト活動に起因するtCERs又はICERsの検証、認証、及び発行の前提条件である。

12. プロジェクト参加者によって、提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動の有効性審査のため選定された指定運営機関は、プロジェクト参加者との契約の下で、下記の要件が満たされているかどうかを確認するため、プロジェクト設計書、及びその他の補足書類を、審査する：

²⁸ 脚注 11 を参照。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

- (a) 決議17/CP.7付属書28-30項²⁹、及び上記8項と9項に規定する参加要件が満たされている。
- (b) 現地の利害関係者よりの意見が招来され、受領した意見の概要が作成され、意見に対して如何に適正な考慮が払われたかに関する報告書が、指定運営機関に受理されている。
- (c) プロジェクト参加者は、指定運営機関に対し、提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動の生物多様性及び自然の生態系に関する影響、そしてプロジェクト境界外³⁰での影響を含めた、社会・経済的及び環境的影響の分析に関する書類を提出する。プロジェクト参加者又はホスト締約国が重大と考える悪影響³¹がある場合には、プロジェクト参加者は、ホスト締約国で必要とされる手続きに則り、社会・経済的影響の評価そして/又は環境影響の評価を実施する。プロジェクト参加者は、ホスト締約国で必要とされる手続きに則り、そのような評価を実施したことを確認し、かつ計画されたモニタリング方法及びそのような問題に取り組む改善措置を含んだ文書を提出する。
- (d) 提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動は、下記18-24項に則り、吸収源による温室効果ガスの現実純吸収量が、登録されたCDM新規植林又は再植林プロジェクト活動がない場合に起こるのである、プロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化の合計³²を超えて増加していれば、追加的である。
- (e) 伐採周期を含めた管理・経営活動及び検証は、検証時点と炭素蓄積のピークを計画的に一致させること³³を避けるよう選択される。
- (f) プロジェクト参加者は、下記38項に則り、非持続性に対処するために提案するアプローチを特定する。
- (g) プロジェクト参加者の選択したベースライン及びモニタリング方法論は、下記の要件を満

²⁹ 28項:CDMプロジェクトへの参加が自主的であること、29項:CDMに参加する締約国はCDMのための国家機関を指定すること、30項:非付属書I国は議定書への締約国であればCDM事業に参加できること、を規定。

³⁰ 排出源CDMの場合、「transboundaryでの影響を含めて」となっていたが、曖昧なことから「プロジェクト境界外」と規定し直した。

³¹ 排出源CDMの場合、「重大と考える影響がある場合」となっていたが、曖昧なことから「悪」影響と限定し、加えて、それらのモニタリング方法と改善措置を記載させることと規定した。

³² この「登録された…変化の合計」は、本付属書A.規定1.(C)の“吸収源による温室効果ガスのベースライン純吸収量”の定義と同じ表現であり、“現実純吸収量”>“ベースライン純吸収量”となっていれば、追加性があるということになる。ただし、CDMなかりせばの場合に、CDMプロジェクトで行おうとしたことと同様の植林事業が起こる場合には、“現実純吸収量”=“ベースライン純吸収量”となり、「追加的」でないことになってしまうことに注意。

³³ ここは、検証・認証してクレジットが発行された途端に、その担保である森林を伐採してしまうようなプロジェクトを設計することを意味し、これは認められないこととなった。ピークを一致させないということの定義はないが、検証後少なくとも一定期間(1年程度と主要国は理解している)が経過する時点で伐採を計画している設計は認められるものと思料される。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

たしている；

(i) 理事会によって既に承認された方法論；または、

(ii) 下記13項に規定する新規方法論確立のための方法及び手続き；

(h) モニタリング、検証、報告のための条項は、決議-/CP.9、本付属書、及び関連するCOP/MOPの決議に則っている；

(i) 提案されたプロジェクト活動は、決議-/CP.9(京都議定書の第一約束期間におけるクリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動のための方法及び手続き)、本付属書、及びCOP/MOPならびに理事会による関連決議にあるCDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動のための他の全ての要件を満たしている。

13. 指定運営機関が、提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動が、上記12(g)(ii)項にある新規ベースライン又は新規モニタリング方法論を利用するつもりがあると判断した場合、同機関は、当該プロジェクト活動の登録のための提出に先立ち、提案されたベースライン又はモニタリング方法論を、プロジェクトの概要やプロジェクト参加者の特定を含めたプロジェクト設計書案とともに、理事会での審議のため、提出する。理事会は、可能ならば次の会合で、あるいは4ヶ月を超えない間に、提案された新規ベースライン又はモニタリング方法論を、本付属書の方法及び手続きに則り、速やかに審議する。理事会が一度新規ベースライン又はモニタリング方法論を承認したならば、それは、関連する全てのガイダンスとともに、公表され、又指定運営機関は、提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動の有効性審査を進める。COP/MOPが、承認された方法論の改訂を要求した場合には、いかなるCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動も、その方法論を利用することができない。プロジェクト参加者は、受け取る全てのガイダンスを考慮しつつ、適切に、当該方法論の改訂を行う。

14. 方法論の改訂は、上記13項に規定する新規方法論策定のための方法及び手続きに則り行われる。承認された方法論に対するいかなる改訂も、改訂の日付以降に登録されたプロジェクト活動に対してのみ適用され、既存の登録済のプロジェクト活動のクレジット期間中、当該活動に影響を与えない。

15. 指定運営機関は下記を行う：

(a) 理事会への有効性審査報告書提出に先立ち、参加する締約国それぞれの指定国家当局からの書面による自主的参加承認書を、プロジェクト参加者から受け取る。これには、提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動が、ホスト締約国の持続可能な開発の達成を支援するとのホスト締約国の確認書が含まれる；

(b) 決議17/CP.7付属書27(h)項に含まれる機密性保持に関する条項に則り、プロジェクト設

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

計書を公表する；

(c) 締約国、利害関係者及びUNFCCC認定の非政府組織から、有効性審査要件に関するコメントを45日以内³⁴に受け取り、これを公表する；

(d) コメント受け取りの締切日後、提供された情報に基づき、又受け取ったコメントを考慮しつつ、提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動を有効とするべきかどうか決定する；

(e) プロジェクト活動の有効性に関する決定をプロジェクト参加者に通知する。このプロジェクト参加者への通知には、有効性の確認と理事会への有効性審査報告書提出の日付が含まれる、又は提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動が、書面上、有効となる要件を満たしていないと判断される場合には、非受理の理由の説明が含まれる；

(f) 提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動が有効なものと決定された場合には、理事会に対し有効性審査報告書の様式での登録要請書を提出する。これには、プロジェクト設計書、上記15 (a)項にある参加する各締約国の指定国家当局からの書面による自主参加承認書、及び受け取ったコメントに対して如何に適正な配慮がなされたかの説明が含まれる；

(g) この有効性審査報告書は、理事会への送付時に公表される。

16. 理事会による登録は、提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動に参加する締約国、又は理事会の少なくとも3名のメンバーが、提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動の見直しを要請しない限り、理事会が登録要請書を受けとった日付後8週間で確定されたものとされる。理事会による見直しは、下記条項に則り行われる：

(a) 有効化の要件に関連するものであること；

(b) 遅くとも見直し要請に続く二回目の会合までには、最終決定がなされ、決定とその理由とを、プロジェクト参加者ならびに一般に通知すること。

17. 承認されなかった提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動については、当該新規植林又は再植林プロジェクト活動が、一般からのコメントに関係するものを含み、有効性審査及び登録のための手続きに則り、かつそのための要件を満たしている限り、適当な改訂後、有効性審査及びそれに続く登録に向けた再審査が認められる。

³⁴ 排出源 CDM においては、「30 日以内」となっているが、CDM 植林においては、コメント提出期限を長く設定することとした。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

18. CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動は、吸収源による温室効果ガスの現実純吸収量が、登録されたCDM新規植林又は再植林プロジェクト活動がない場合に起こるのである、プロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化の合計を越えて増加した場合、追加的³⁵である。

19. 提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動のベースラインは、提案されたプロジェクト活動がない場合に起こるのである、プロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化の合計を合理的に表すシナリオである。ベースラインは、上記12項及び13項に言及するベースライン方法論を用いて導き出されたものであるならば、提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動がない場合に起こるのである、プロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化の合計を合理的に表すものと考えられる。

20. 提案されたCDMにおける新規植林又は再植林活動のための吸収源による温室効果ガスのベースライン純吸収量は、下記により確立される：

(a) プロジェクト参加者により、決議-/CP.9 (京都議定書第一約束期間でのクリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動のための方法及び手続き)、本付属書、及びCOP/MOPの関連決議に含まれる、承認された及び新規のベースライン方法論の利用に関する条項に則り、

(b) アプローチ、前提、方法論、パラメーター、データの出所、主要要素、及び追加性に関する選択に関して、不確実性を考慮しつつ、透明かつ保守的な方法で、

(c) 個々のプロジェクト別に、

(d) CDMにおける小規模な新規植林及び再植林プロジェクト活動の場合には、そのような活動に関し作成された簡略化された方法及び手続きに則り、

(e) 例えば歴史的な土地利用、慣習や経済動向等、関連する国内そして/又は部門別の政策及び状況³⁶を考慮したもの。

21. 吸収源による温室効果ガスのベースライン純吸収量そして/又は吸収源による温室効果ガスの現実純吸収量の計算において、プロジェクト参加者は、二重計算を回避しつつ、一つ又はそれ以上の炭素

³⁵ 本付属書 G.規定 12(d)での規定振りと同じ。この場合も、G.12(d)の場合と同様、CDM なかりせばの場合に、CDM プロジェクトで行おうとしたことと同様の植林事業が起こる場合には、“現実純吸収量” = “ベースライン純吸収量”となり、「追加的」でないことになってしまうことに注意。

³⁶ 排出源 CDM の場合、「分野改革プラン、地域の燃料供給、発電セクターの増強計画、及び分野の経済状況」が例示されている。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

プールそして/又はCO₂換算で測定される温室効果ガスの排出を、計算に入れない³⁷との選択を行うことができる。これは、その選択をしたことにより、予想される吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量を増やすことにはならないという、透明かつ検証可能な情報が提供されていることを条件とする。これ以外の場合、プロジェクト参加者は、炭素プールの全ての重大な変化そして/又は新規植林又は再植林プロジェクト活動の実施の結果増加する、CO₂換算で測定される温室効果ガスの排出を、二重計算を避けつつ、計算する。

22. CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動のためのベースライン方法論選択に当たり、プロジェクト参加者は、下記の方法論の中で当該プロジェクト活動に最も適していると思われる方法論を、理事会のガイダンスを考慮しつつ、選択し、その選択の適切性を正当化する：

(a) 適用可能であれば、プロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の既存の又は歴史的な変化；

(b)³⁸ 投資に対する障壁を考慮しつつ、経済的に魅力的な手続きに該当する土地利用から生じる、プロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化；

(c)³⁹ プロジェクト開始時において、最も可能性の高い土地利用から生じるプロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化；

23. クレジット期間は、CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動の開始時に始まること⁴⁰とする。提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動のクレジット期間⁴¹は、次のどちらか

³⁷ 吸収量の計測に関する除外対象については、“純人為的吸収量”が増加しない場合、1つまたは複数の炭素プールや GHG ガスの排出を計測しなくて良いことを規定した。具体的には、リーケッジ=0 の場合、炭素プールに関しては、“ベースライン純吸収量”より、“現実純吸収量”が増加している炭素プール(これらは結果として“純人為的吸収量”の増加をもたらすもの)は全て除外して良いこととなった。地上部バイオマス、地下部バイオマス等主要なプールを除外することはないと考えられるが、落葉落枝、枯死木または土壌有機物については、計測のコストと得られるクレジットの価値との見合いにおいて計測の除外とするケースを認める。但し、この場合、純人為的吸収量が増加しているということを相対的なトレンドでもって示さなければならない(絶対値での証明は求められない)。GHG ガスの排出に関しては、“純人為的吸収量”の増加をもたらすような GHG ガスの排出の変化に関しては、GHG ガスの排出の計測を除外して良いこととなった。ただし、A.規定 1.(c)(d)(f)により、“純人為的吸収量”の増加をもたらすように GHG ガスの排出の変化が起こることはない(GHG ガスの排出削減により純人為的吸収量を得ることはできない)とされていることから、この 部分の規定は言わずもがなの規定となっている。

³⁸ (a)、(b)の2つの規定は排出源 CDM と同じ。

³⁹ (b)との相違については次の通りであるものと思料。(b)は投資の障壁を考慮。(c)は投資の障壁でなく、その国・地域の最も起こりやすい土地利用を考慮。例えば、草地から農地への転換が、投資としては起こりにくく、国・地域の助成金等による支援措置があれば起こりやすい場合、ベースラインは、(b)であれば草地、(c)であれば農地、となるものと考えられる。

⁴⁰ クレジットを発生させる期間の開始と CDM 植林事業の開始を一致させることが規定されている。つまり、CDM 植林事業を開始して、3年目より(例えば、1、2年目は“純人為的吸収量”が増加しないことが予想される)クレジット期間を設定・開始させることは認められない。

⁴¹ 排出源 CDM の場合、(a)7年間で2回更新可、(b)10年間の選択制となっているが、CDM 植林については、炭素吸収効果だけでなく、生態系へのサービスを発揮させるためには、クレジット期間を長期にすることが肝要との判

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

とする:

(a) 最大20年間で、最大で2回更新可能である⁴²。ただし、各更新時において、指定運営機関が、最初のプロジェクトベースラインが依然有効であるか、または、適切な場合には、新しいデータを考慮して最新のものと⁴³とされたかを決め、理事会に通知する;又は、

(b) 最大30年間。

24. CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動は、リーケッジを最小限に抑えるよう設計される。

H. モニタリング

25. プロジェクト参加者は、プロジェクト設計書の一部として、下記を提供するモニタリング計画を含める:

(a) クレジット期間中の吸収源による温室効果ガスの現実純吸収量を推定し、又は測定するのに必要な全ての関連データの収集と記録保管。モニタリング計画は、吸収源による温室効果ガスの現実純吸収量に含まれる、個別の炭素プール及び排出源からの温室効果ガスの排出のサンプリング及び測定の方法と技術を、森林調査に関し一般的に受け入れられている原則や基準⁴⁴を反映させて、特定する。

(b) クレジット期間中の吸収源による温室効果ガスのベースライン純吸収量を決定するのに必要な全ての関連データの収集と記録保管。プロジェクトで、ベースラインを決定するのに対照区が用いられる場合、モニタリング計画は、個別の炭素プール及び排出源からの温室効果ガスの排出のサンプリング及び計測の方法と方法を特定する。;

(c) クレジット期間中にリーケッジの可能性のある全ての排出源の特定、及びそれに関するデータの収集と記録保管;

(d) 上記12 (c)に言及するモニタリング計画及び改善措置に関連する情報の収集と記録保

断。加えて、短伐期樹種のみならず、長伐期樹種の誘導・奨励のためにもクレジット期間を長期に設定出来ることとなった。

⁴² 都合、最大で 60 年間となる。

⁴³ 20 年後に、「新しいデータを考慮してベースラインを最新のものにすること」の解釈については、当初のベースラインシナリオ(例えば、植林は起こらない)を証明した方法論の根拠に錯誤がなかったかどうかを、20 年後の現時点で確認すること、と緩やかに解釈する場合、あるいは、20 年後の現時点でのデータを考慮して、当初時点のバリアが解消されていれば、20 年後の現時点では、ベースラインシナリオとして植林は起こり得る、と厳格に解釈する場合とがあり、今後の CDM 理事会での解釈が待たれる。

⁴⁴ 炭素プール及び排出源の計測方法については、森林調査に関しての一般的な手法を反映したのとなった。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

管;

(e) 上記21項で行われたいかなる選択も、吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量を増加させないことを証明するための、透明かつ検証可能な情報の収集;

(f) 土地の法的権利又は炭素プールの利用権⁴⁵に影響するプロジェクト境界内での状況の変化;

(g) モニタリングプロセスのための品質保証と品質管理の手続き;

(h) 新規植林又は再植林プロジェクト活動に起因する吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量の定期的な計算の手続きと、これらの計算に関わる全てのステップの文書化、及びリーケッジを最小限にするための活動及び措置の実施の定期的な審査。

26. 提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動に関するモニタリング計画は、上記12項及び13項に則り、既に承認されたモニタリング方法論、又は新規植林又は再植林プロジェクト活動に適した新規の方法論に基づいたものであり、下記を満たす:

(a) 指定運営機関により、提案された新規植林又は再植林プロジェクト活動の状況に適したものと決定され;

(b) 新規植林又は再植林プロジェクト活動のタイプに適した、良好なモニタリングの慣習を反映し;

(c) 吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量の信頼出来る推定量を得るため、サンプル数等、モニタリング方法を適切に選択することで、不確実性への配慮がなされ;

(d) CDMにおける小規模な新規植林及び再植林プロジェクト活動の場合、そのような活動のために策定された簡素化された方法及び手続きに則ったものである。

27. プロジェクト参加者は、登録されたプロジェクト設計書に含まれるモニタリング計画を実施する。

28. 情報の正確性そして/又は完全性を向上するためモニタリング計画の改訂がなされるならば、それはプロジェクト参加者により正当化され、かつ有効性審査のため指定運営機関に提出される。

29. 登録されたモニタリング計画、及び、適切な場合には、その改訂版の実施は、tCERs又はICERs

⁴⁵ 慣習を含む森林に関する地域社会の利用権のこと。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

の検証、認証、及び発行の条件である。

30. プロジェクト参加者は、検証及び認証目的のため、上記25項に規定する登録されたモニタリング計画に則ったモニタリング報告書を、プロジェクト参加者が検証を行うため契約した指定運営機関に、提供する。

I. 検証及び認証

31. 検証は、CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動がプロジェクト開始以来達成した吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量について、指定運営機関が定期的に行う第三者審査及び事後決定である。認証は、CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動が、プロジェクト開始以来の吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量が検証された通り達成されたことの、指定運営機関による文書での証明である。

32. CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動の最初の検証及び認証は、プロジェクト参加者の選択する時期に実施することができる。それ以降の検証及び認証については、クレジット期間終了時まで、5年毎に行われる。

33. ICERsが発行されるCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動の場合、CDM登録簿管理者は、それぞれの認証報告書を受領した日付を記録する。CDM登録簿管理者は、上記32項のとおり、前の認証報告書から5年以内に認証報告書が提出されなかった場合には、理事会に通知する。理事会は、そのような通知を受領した時に、即座に、プロジェクト参加者に未提出の認証報告書の提出が必要であることを、通知する。プロジェクト参加者が督促通知受領後120日以内に、遅延している認証報告書を受領されない場合、理事会は下記50項に則り手続きを進める。

34. 検証を行うためプロジェクト参加者が契約した指定運営機関は、決議17/CP.7付属書27 (h)⁴⁶にある機密性保持に関する規定に則り、モニタリング報告書を公表し、かつ以下のことを行う：

(a) 提出されたプロジェクト書類が、登録されたプロジェクト設計書、及び決議-/CP.9 (京都議定書の第一約束期間におけるクリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動の方法及び手続き)、本付属書、及びCOP/MOPの関連決議の関連する条項の要件に則っているかどうかを明らかにし；

(b) 適切に、現地査察を行う。これには、とりわけ、実績記録の審査、プロジェクト参加者及び現地利害関係者との面接、測定値の収集、確立された実践手法の観察、及びモニタリング機器の精度

⁴⁶ 公開情報と秘匿情報について規定。排出源 CDM の同規定では、指定運営機関が、追加性を判断するために使用する情報、環境影響評価を支援するために使用する情報等については、秘匿情報とは見なされないことなどを規定。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

試験が含まれる；

(c) 社会・経済的及び環境的影響が、モニタリング計画通りにモニターされているかどうかを明らかにし；

(d) 土地の法的権利又は炭素プールの利用権に影響する、プロジェクト境界内の状況の変化があったかどうかを明らかにし；

(e) 収穫サイクルを含めた管理・経営活動、及びサンプル区画の利用について、下記事項が回避されるかどうかを明らかにするための審査をし；

(i) 検証時点と炭素蓄積のピークとの計画的な一致；

(ii) データ収集での重大な体系的誤り

(f) 適切な場合には、他の情報源からの追加データを利用し；

(g) モニタリング結果を審査し、モニタリング方法論が正しく適用されていること、並びに文書が完全で、かつ透明性を持っていることを検証し、

(h) プロジェクト参加者に対し、モニタリング計画への適切な変更を勧告し、

(i) 上記34 (a)、(b)、(f)、(g)項に述べるモニターされたデータ又は他のデータを適切に用い、さらに登録されたプロジェクト設計書に含まれる計算手続きを用いて、吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量を明らかにし、

(j) 実際のCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動とその事業工程が、登録されたプロジェクト設計書と合致しているかどうかに関するあらゆる懸念を特定して、プロジェクト参加者に通知する。プロジェクト参加者は、その懸念に対処し、関連する追加情報を提供する；

(k) 検証報告書をプロジェクト参加者、関係締約国、及び理事会に提出する。この報告書は、公表される。

35. 指定運営機関は、その検証報告書に基づき、CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動が、活動開始以降、吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量を達成したことを、書面にて証明する。同機関は、認証プロセスの終了後直ちに、プロジェクト参加者、関係締約国、理事会に対し、書面で認証に関する決定を通知し、認証報告書を公表する。

J. tCERs及びiCERsの発行

36. 認証報告書は次のもので構成される：

(a) プロジェクト参加者が非永続性を説明するためtCERアプローチを選択した場合、CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動が開始されて以来、当該プロジェクト活動で達成された吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量の検証された数量と同量のtCERsを発行するための理事会への要請；

(b) プロジェクト参加者が非永続性を説明するため、iCERアプローチを選択した場合、：

(i) 吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量が、前回の認証報告書以降増加しているならば、前回の認証以降、CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動により達成された吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量の検証された数量と同量のiCERsを発行するための理事会への要請；

(ii) 吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量が、前回の認証報告書以降減少しているならば、前回の認証以降、CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動により、吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量の反転が発生したことの理事会への通知。

37. CDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動のためのtCERs 又はiCERsの発行は、決議17/CP.7の付属書に含まれるCDMのための方法及び手続きの65項及び66項の規定⁴⁷を条件とする。

K. CDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動の非永続性への対処

38. プロジェクト参加者は、CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動の非永続性への対処について、下記アプローチの一つを選択する：

(a) 下記41–44項に則り、プロジェクト開始以降、当該プロジェクト活動で達成された吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量に対してのtCERsの発行、又は

(b) 下記45–50項に則り、各検証期間中にプロジェクト活動で達成された吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量に対してのiCERsの発行。

39. 非永続性に対処するため選択されたアプローチは、更新されたものを含めてクレジット期間中、変更されることはない。

⁴⁷ 65項ではCERの発行に対するレビューを、66項では保留口座へのクレジットの発行を規定。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

40. 決議18/CP.7、決議19/CP.7、決議案-/CMP.1 (割当量の計算方法)及びその付属書、決議20/CP.7、決議案-/CMP.1 (5.1条)及びその付属書、決議22/CP.7、決議案-/CMP.1付属書(京都議定書7条の規定で求められる情報の作成ガイドライン)とその付属書、決議23/CP.7及びその付属書、決議案-/CMP.1 (京都議定書8条規定の審査ガイドライン)及びその付属書、決議22/CP.8とその付属書I-IIIで、CERsに関するものの全ての条項も、本付属書で別な記述がされない限り、tCERs及びiCERsにも適用される。

1. tCERsの運営条項

41. 附属書I国は、tCERsが発行された約束期間において、その約束達成にtCERsを用いることができる。tCERsを次の約束期間に繰り越すことは認められない。

42. 各tCERは、それが発行された約束期間の次の約束期間の終了時に失効する。失効日は、そのシリアル番号の追加要素として含まれる。失効したtCERの更なる移転は出来ない。

43. 各国の国別登録簿には、tCERsの失効前にtCERsを補填する目的で、AAUs、CERs、ERUs、RMUsそして/又はtCERsを取り消すため、約束期間毎のtCER補填口座が含まれる。

44. tCERで附属書I国の償却口座又はtCER補填口座⁴⁸に移転されたものは、その失効前に補填される。このため、関連締約国は、このようなtCERに対応して、AAU、CER、ERU、RMU又はtCERの1単位を、当該約束期間のtCER補填口座に移転する。

2. iCERsの運営条項

45. 附属書I国は、iCERsが発行された約束期間において、その約束の達成にiCERsを用いることができる。iCERsを次の約束期間に繰り越すことは認められない。

46. 各iCERは、当該クレジット期間の終了時、又は上記23 (a)に則り、更新可能なクレジット期間が選択された場合には、プロジェクト活動の最終クレジット期間終了時に、失効する。失効日は、そのシリアル番号の追加要素として含まれる。失効したiCERの更なる移転は出来ない。

47. 各国の国別登録簿には、以下の目的で、AAUs、CERs、ERUsそして/又はRMUsを取り消すため、約束期間毎のiCER補填口座が含まれる：

⁴⁸ 償却口座内又は補填口座内にある tCER が補填の対象。これに対して、iCER の場合は、償却口座内にある iCER のみが補填の対象(規定48)。補填口座内にある tCER が補填の対象である理由は、補填口座内にある tCER は、償却口座内にある tCER を穴埋めするという機能を果たしており、穴埋め機能の失効後は、補填により更なる穴埋めが必要であるためと考えられる。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

(a) ICERsの失効前にICERsを補填する；

(b) 指定運営機関の認証報告書が、前回の認証以降、吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量の反転を示す場合に、ICERsを補填する；

(c) 上記規定33に則った認証報告書が提供されない場合に、ICERsを補填する。

48. 附属書I国の償却口座⁴⁹に移転されたICERは、その失効前に補填される。このため、当該締約国は、そのようなICERに対応して、AAU、CER、ERU又はRMUを1単位、当該約束期間のICER補填口座に移転する。⁵⁰

49. 指定運営機関の認証報告書が、前回の認証以降、吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量の反転を示す場合には、反転量と同量のICERsが補填される。このため、理事会は以下のことを行う⁵¹：

(a) 取引ログ管理者に対し、各登録簿に保持されている、当該プロジェクト活動のために発行されたICERsで、まだ補填されていない⁵²か、またはICER補填口座に移転された数量を、現在及び以前の約束期間に償却口座に保持されているもの、及び保有口座に保持されているものと区別した上で、特定するよう要請し、

(b) これらの方法に則り、上記49 (a)で、保有口座に保持されていると特定されたICERsは、保有口座又は償却口座へ移転し得ないことを、取引ログに対して直ちに通知する。ある締約国が、下記49 (d)に則り、必要とされるICERsの補填を完了した場合には、当該締約国の保有口座にあるICERsは、再度、移転可能となる。

(c) 補填が必要と特定されたICERsの数量を、上記49 (a)で特定されたICERsの数量で割り算することにより、当該プロジェクト活動に起因するICERsの補填されるべきものの割合⁵³を計算し、

(d) 上記49 (a)項で特定されたある締約国のICERsのうち、上記49 (c)項で計算された割合⁵⁴

⁴⁹ 償却口座内にある ICER が補填の対象。これに対して、tCER の場合は、償却口座内又は補填口座内にある tCER が補填の対象 (規定 44)。補填口座内にある ICER が補填の対象でない理由は、補填口座内にある ICER は、ICER 自身を消滅させるという機能を果たしており、ICER 自身の消滅が、補填を生じさせることがないためと考えられる。

⁵⁰ 規定 48 は、規定 47(a)に対応した規定。

⁵¹ 規定 49 は、規定 47(b)に対応した規定。

⁵² この場合の、「まだ補填されていない」ICER は、償却口座に保持されているものと保有口座に保持されているものがある。

⁵³ 未補填の ICER が 1000 ユニットあり、反転に応じて補填すべき ICER が 300 ユニットあるものと仮定すれば、補填されるべきものの割合は $300/1000 = 3/10$ 。

⁵⁴ 未補填の ICER が、A 国に 500、B 国に 100、C 国に 400 ユニットあるものと仮定。反転に応じて補填する 300 ユニットについては、A 国だけにおいて 300 を補填するということ避け、脚注 53 の仮定に基づく場合、A 国では 500

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

に等しい数量のICERsを補填する必要性について、当該締約国に通知する。1つのICERを補填するために、ある締約国は、AAU、CER、ERU、RMU又は同一のプロジェクト活動⁵⁵からのICERの1単位を、当該約束期間のICER補填口座に、30日以内に移転する。補填する場合に、1単位の端数⁵⁶が含まれる場合には、その端数を、AAU、CER、ERU、RMU又は同一のプロジェクト活動からのICERの1単位で補填する。

50. 33項に則った認証報告書が提供されていない場合、当該プロジェクト活動のために発行されたICERsは、補填される。このため、理事会は以下のことを行う⁵⁷：

(a) 取引ログ管理者に対し、各登録簿に保持されている、当該プロジェクト活動のために発行されたICERsで、まだ補填されていないか、またはICER補填口座に移転された数量を、現在及び以前の約束期間の補填口座に保持されているもの、及び保有口座に保持されているものと区別した上で、特定するよう要請する；

(b) これらの方法に則り、上記50 (a)で、保有口座に保持されていると特定されたICERsは、保有口座又は償却口座へ移転し得ないことを、取引ログに対して直ちに通知する；

(c) 上記50 (a)項で特定されたICERsを補填する必要性について、関係締約国に対し通知する。1つのICERを補填するために、ある締約国は、AAU、CER、ERU、RMU又は同一のプロジェクト活動からのICERを1単位を、当該約束期間のICER補填口座に、30日以内に移転する。

3. 取引ログ

51. 附属書Iに含まれる各締約国は、同国のtCERs及びICERsの正味取得量が、決議-/CMP.1 (土地利用、土地利用の変化、森林)の附属書14項⁵⁸の規定で、当該締約国に対し確定されている限度を超えないことを遵守する。

52. tCERs及びICERsは、-/CMP.1 (割当量計算方法)附属書21 (c)項⁵⁹及び(d)項⁶⁰に規定される附属書I国の取消口座に、又は過剰なCERsが発行された場合には、決議17/CP.7の附属書の付録Dの3 (c)項⁶¹に規定されるCDM登録簿の取消口座に、移転することができない。

× 3/10、B国では 100 × 3/10、C国では 400 × 3/10(計 300) ずつ補填すべき、ということを規定したもの。

⁵⁵ 他のプロジェクト活動に起因する ICER を排除した理由は、A プロジェクトの ICER を、B プロジェクトの失効日の異なる ICER で補填することを許すと、複雑な仕組みになってしまうことから、それを避けるための措置であると思料。

⁵⁶ 脚注 53 の例において、例えば、A 国の補填すべき量が $518 \times 3/10 = 155.4$ である場合には、端数を切り上げて、156 を補填すべし、という規定。

⁵⁷ 規定 50 は、規定 47(c)に対応した規定。

⁵⁸ 第一約束期間において使用できる吸収源 CDM 由来のユニットは、基準年排出量の 1% の 5 倍、と定めた規定。

⁵⁹ 議定書 5 条 2 項調整が行われた場合の規定。

⁶⁰ 不遵守の場合の規定。

⁶¹ 指定運営機関の差し戻し等に伴い過剰発行されたクレジットの取消に関する規定。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

53. 登録簿の保有口座に保持されている、又はCDM登録簿の保留口座に保持されている、失効したtCERs及びiCERsは、取消口座に移転される。

54. 取引ログは、-/CMP.1(割当量計算方法)に規定されるその自動照合の一環として、上記41項から53項の要件と相違のないことを、検証する。

55. 取引ログは、償却口座又は補填口座にある各tCER又はiCERの失効一ヶ月前に、上記45項⁶²又は48項に則ったtCER又はiCERの補填を実施しなければならないことを、関係する附属書I国に通知する。

56. 附属書I国が、上記44項、48項、49項及び50項に則り、tCERs又はiCERsを補填しない場合、議定書8条⁶³の規定による関連締約国のための理事会及び関係する締約国への審査プロセスの一環としての検討のため、取引ログは補填未済の記録を事務局に送付する。理事会はこの情報を公表し、それをCOP/MOPへの報告書の中に含める。

4. 報告と審査

57. 附属書Iに含まれる各締約国は、決議-CMP.1(京都議定書7条の規定で求められる情報の準備に関するガイドライン)の付属書セクションI.E⁶⁴の2項に規定する報告書の中に、以下の情報を含める。

- (a) その償却口座及びtCERs補填口座にある、失効したtCERの数量；
- (b) その償却口座にある、失効したiCERsの数量⁶⁵；
- (c) tCER補填口座に移転されたAAUs、CERs、ERUs、RMUs及びtCERsの数量；
- (d) iCER補填口座に移転されたAAUs、CERs、ERUs、RMUs及びiCERsの数量。

58. 決議-/CMP.1(京都議定書8条の規定による審査ガイドライン)の付属書パートIII⁶⁶5項に規定する年次審査には、tCERs及びiCERsが本付属書に則り、補填、取消、償却、繰越が、なされたかどうかの評価を含める。

59. 約束遵守のための追加期間終了時での審査には、次のことが実施されたかどうかの評価が含ま

⁶² 45項ではなく、44項(tCERの補填を規定)の誤りであるものと思料。

⁶³ 専門家評価チームによる評価についての規定。

⁶⁴ 議定書7条1項に基づく補完的情報の報告として、ERU、CER、AAU、RMUに関する情報を定めた規定。

⁶⁵ tCER補填口座にある失効したtCERは補填の対象であるが、iCER補填口座にある失効したiCERは補填の対象ではないことから、(b)では、iCER補填口座にある失効したiCERについては、報告の対象に含めていない。

⁶⁶ 議定書3条7項・8項に関するAAU、ERU、CER、AAU、RMUに係る情報の評価を定めた規定。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

れる:

(a) 当該約束期間のtCER補填口座に移転されたAAUs、CERs、ERUs、RMUs及びtCERsの数量が、前の約束期間において、償却されたか又はtCER補填口座に移転された、tCERsの数量と等しい;

(b) 当該約束期間のICER補填口座に移転されたAAUs、CERs、ERUs、RMUs及びICERsの数量が、当該約束期間中に補填されなければならなかったICERsの数量に等しい;

60. 決議案-/CMP.1 (割当量計算方法)の付属書50項⁶⁷に規定するデータベースの集約と計算において、事務局は、議定書8条に規定する年次審査の終了に引き続いて、付属書I国の以下の情報で、前暦年のもの、及び当該約束期間のこれまでのものを、毎年記録することとし、これには、いかなる修整の適用、実施に関するいかなる疑問点の解決を含む:

(a) 償却されたtCERsの数量、これにはその失効日の情報も含める;

(b) 取り消されたtCERsの数量、これにはその失効日の情報も含める;

(c) 前の約束期間において、償却口座又はtCER補填口座の中で失効したtCERsの数量、これにはその失効日の情報も含める;

(d) 失効したtCERsを補填するため、tCER補填口座に移転されたAAUs、CERs、ERUs、RMUs及びtCERsの数量、これには失効日及び取消日の情報も含める;

(e) 償却されたICERsの数量、これにはその失効日の情報も含める;

(f) 取り消されたICERsの数量、これにはその失効日の情報も含める;

(g) これまでの約束期間中において、償却口座の中で失効したICERs⁶⁸の数量、これにはその失効日の情報も含める;

(h) ICERsを補填するため、ICER補填口座に移転されたAAUs、CERs、ERUs、RMUs及びICERsの数量、これにはその失効日及び取消日の情報も含める;

⁶⁷ 条約事務局が遵守評価の計算等のためにデータベースを確立する、ということを含めた規定。

⁶⁸ tCERについては、tCER補填口座の中で失効したtCERの数量が情報の対象となっているが、ICERについては、ICER補填口座の中で失効したICERの数量は情報の対象となっていない。

付録書A

CDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動に関する運営機関の認定基準

1. 運営機関の認定基準に関する決議17/CP.7付属書の付録Aの1項⁶⁹及び2項⁷⁰は、以下の変更を行った上で、適用される:

(a) 1 (f) (ii)項⁷¹は、「CDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動の有効性審査、検証及び認証に関する問題、特に環境及び社会・経済的な問題は、適切に」に置き換えられる;

(b) 1 (f) (iii)項⁷²は、「吸収源による温室効果ガスのベースライン純吸収量の設定、及び排出及び吸収量のモニタリングに関する専門性を含む、環境及び社会・経済的な問題に関するCDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動の技術的な側面」に置き換えられる;

(c) 1 (f) (v)項⁷³は、「温室効果ガス排出源からの排出及び吸収源による吸収の計算の方法論」に置き換えられる。

付録書B

CDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動のためのプロジェクト設計書

1. 本付録書の条項は、CDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動のための方法及び手続きに関する現在の付属書に基づき解釈される。

2. 本付録書の目的は、プロジェクト設計書に必要とされる情報の要点を記述することである。プロジェクト活動は、現在の付属書、特にセクションGの有効性審査及び登録、セクションHのモニタリングに規定されたCDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動に関する規定を考慮した上で、プロジェクト設計書中に詳細に記載される。その記載事項には、以下のものを含める:

(a) プロジェクトの目的; 適切な場合には、選択された種や品種及び技術やノウハウがいかに移転されるかを含めた、プロジェクト活動の技術的な説明; プロジェクト活動の自然的な位置及び境界の

⁶⁹ 法的位置づけ、作業能力を有する人員等について定めた規定。

⁷⁰ 運営機関の組織、機能等について定めた規定。

⁷¹ 排出源 CDM のこの項は「CDM プロジェクト活動の有効性審査、検証及び認証に関する問題、特に環境的な問題は、適切に」となっている。

⁷² 排出源 CDM のこの項は「ベースラインの設定及び排出量のモニタリングに関する専門性を含む、環境的な問題に関する CDM プロジェクト活動の技術的な側面」となっている。

⁷³ 排出源 CDM のこの項は「排出源からの人為的排出による計算の方法論」となっている。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

説明;プロジェクト活動の一部として排出されるガスの特定、という項目で構成される、新規植林又は再植林プロジェクト活動の説明;

(b) 気候、水文学、土壌、生態系、希少又は絶滅危惧種及びそれらの生息地の存在の可能性を含めた、当該地域の現在の環境的状况に関する説明

(c) 土地の法的権利、吸収された炭素の利用権、現在の土地の所有権及び土地利用、に関する説明

(d) 現在の付属書の21項⁷⁴に基づく、選択された炭素プール、及び透明で検証可能な情報

(e) 現在の付属書に基づき、提案されたベースライン方法論、これには以下を含む:

(i) 承認された方法論を適用する場合:

- どの承認済み方法論が選択されたかの説明書;
- 提案されたプロジェクト活動の内容において、承認された方法論がいかに適用されるかについての説明。

(ii) 新規の方法論を適用する場合:

- ベースライン方法論の説明と、その方法論の長所、短所の評価を含めた、選択の正当性;
- ベースラインの推定で用いられた主要なパラメーター、データの出所及び前提、及び不確実性の評価、に関する説明;
- 提案されたプロジェクト活動での吸収源による温室効果ガスのベースライン純吸収量の予測;
- プロジェクト活動に起因するリーケッジに関する潜在的な排出源;

(iii) その他の配慮、例えば各国国内そして/又は部門での政策や状況がどのように考慮されたかの説明、及びベースラインがいかに透明で保守的な方法で設定されたかについての説明;

⁷⁴ 炭素プールに関する計測の除外規定。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

- (f) 潜在的なリーケッジを最小限に抑えるために実施された措置；
- (g) プロジェクト活動の開始日とその正当性、及びプロジェクト活動が、吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量という結果をもたらすと期待されるクレジット期間の選択；
- (h) 現在の付属書38項に則り、どのアプローチが非永続性に対処するために選択されたかの説明；
- (i) 吸収源による温室効果ガスの現実純吸収量が、登録されたCDM新規植林又は再植林プロジェクト活動がない場合に起こるのである、プロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化の合計を越えて、いかに増加するかについての説明；
- (j) プロジェクト活動の環境的影響：
 - (i) 提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動の、生物多様性、自然の生態系、及びプロジェクト境界外での影響を含む、環境的影響の分析に関する文書。この分析には、適用可能な場合には、とりわけ、水文学、土壌、火災・害虫及び病気のリスクに関する情報が含まれる。
 - (ii) プロジェクト参加者又はホスト締約国が、重大であるとする悪影響がある場合には、プロジェクト参加者が、ホスト締約国で必要とされる手続きに則り、環境的影響評価を実施したとの説明書。これには、評価結果及び文書を補足するための全ての参考資料が含まれる。
- (k) プロジェクト活動の社会・経済的影響：
 - (i) 提案されたCDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動の、プロジェクト境界外での影響も含む、社会・経済的影響の分析に関する文書。この分析には、適用可能な場合には、とりわけ、地域社会、先住民、土地保有権、現地での雇用、食料生産、文化的・宗教的な場所、燃料用薪木及び他の林産物へのアクセスに関する情報を含む；
 - (ii) プロジェクト参加者又はホスト締約国が、重大であるとする悪影響がある場合には、プロジェクト参加者が、ホスト締約国で必要とされる手続きに則り、社会・経済的影響評価を実施したとの説明書。これには、評価結果及び文書を補足するための全ての参考資料が含まれる。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

(l) 上記2(j)(ii)項及び(k)(ii)項に規定する重要な影響に対処するため、計画されたモニタリング及び改善措置に関する説明；

(m) 附属書I諸国からの当該プロジェクト活動への公的資金供与の資金源に関する情報。これは当該資金供与が、ODAの流用という結果とはならないこと、及びこれら締約国の資金的義務とは別なものであり、その一部として計算されるものではないことの確認を提供する；

(n) 利害関係者によるコメント。これにはプロセスの簡潔な説明、受け取ったコメントの要約、受け取ったコメントがいかに取り扱われたかの報告を含む；

(o) 本付属書25項の要件を満たすモニタリング計画：

- (i) 正確性、比較可能性、完全性及び有効性に関する、データの必要性及びデータの品質についての特定；
- (ii) データの収集及びモニタリングに用いられる方法論、これにはモニタリング、収集及び報告のための品質保証及び品質管理に関する規定、及び検証が炭素蓄積の最大時と一致していない⁷⁵との保証を含む；
- (iii) 新規のモニタリング方法論の場合、当該方法論の長所と弱点の評価、及び他の場所でうまく適用されているかどうかを含む、その方法論の説明；
- (iv) 本付属書25項に定められた事項に従っているかを示すために求められる、その他の情報の収集；

(p) 計算。これには不確実性がどう取り扱われたかの議論も含む：

- (i) プロジェクト活動に係る、吸収源による温室効果ガスのベースライン純吸収量を推定するために用いられた算式の説明；
- (ii) リークエッジを推定するために用いられた算式の説明；
- (iii) 吸収源による温室効果ガスの現実純吸収量を計算するために用いられた算式の説明；
- (iv) 吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量を計算するために用いられた算

⁷⁵ 本付属書の規定 12(e)及び規定 34(e)(i)に対応した規定。

式の説明；

- (v) もしある場合には、上記を補足するための参考資料。

付録C

CDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動のベースライン及びモニタリング方法論に関するガイドラインを設定するための考慮事項

1. 決議17/CP.7の付属書に含まれるCDMの方法及び手続きについての付録Cの全条項⁷⁶が、新規植林及び再植林プロジェクト活動に適用される。

付録D

新規植林及び再植林プロジェクト活動に関するCDM登録簿の追加要項

1. 理事会により設置され、維持されるCDM登録簿は、CDMにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動からのtCERs及びiCERsの発行、保有、移転、獲得、取消しの正確な経理を確保するために用いられる。
2. 決議17/CP.7付属書の付録DでCERsに適用される全条項は、本付録書で別な規定がなされない限り、tCERs及びiCERsにも適用される。
3. CDM登録簿は、決議17/CP.7付属書の付録D3項⁷⁷に規定する登録簿口座に加えて、CDM登録簿中の保有口座で失効したtCERs及びiCERs、並びに本付属書の49項及び50項により資格を失ったiCERs、を移転させる、取消し口座を有する。
4. 各tCER及びiCERは、そのシリアル番号の追加要素として、年月日を特定した有効期限を持つ。
5. CDM登録簿管理者は、CDMにおける新規植林又は再植林プロジェクト活動に関する各認証報告書を受理した日付を記録する。CDM登録簿管理者は、iCERが発行された新規植林又は再植林プロジ

⁷⁶ 排出源 CDM の付録 C の当該条項では、事業カテゴリー、ベースライン方法論、モニタリング方法論、選択の手引きとしてのデシジョン・ツリー、方法論の標準化に関する適切なレベル、プロジェクト境界の決定等に関する具体的ガイダンスなどを規定。

⁷⁷ 排出源 CDM の付録 D3 の当該条項では、CDM 登録簿が、CDM 理事会用の保留口座を持つこと、非附属書 国用保有口座を持つこと、指定運営機関の認定差し戻し等の際に用いる取消口座を持つこと、収益分担金用の口座を持つことなどを規定。

本訳(脚注を含む)については、林野庁海外林業協力室の仮訳及び解釈であり、政府としての公式のものではない。

エクト活動に関する認証報告書が、以前の認証から5年以内に提供されていない場合には、理事会に通知する。

6. tCERs及びiCERsに対し適用される、決議17/CP.7付属書の付録D9項から12項⁷⁸に規定される全ての情報には、追加要素として、各tCER及びiCERの有効期限が含まれる。

⁷⁸ 排出源 CDM の付録 D の当該条項には次の事項が規定されている。9 項: 公開情報が提供されるべきこと。公開情報には、10 項: 口座名、口座保有者等、11 項: 事業名、事業地等、12 項: CER の発行・移転・取消の量等、が含まれること。